

特記仕様書

1. 適用範囲

この特記仕様書は、「管路施設調査工仕様書」（以下「一般仕様書」という。）に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書による。

2. 業務の対象

名 称	公共下水道管渠清掃・カメラ調査業務委託
場 所	富士川町 地内

3. 業務の目的

本業務は、公共下水道の供用管及び新設管の清掃・TV カメラ調査を行い、下水道管渠内の管の破損、継ぎ手部の不良箇所の有無の確認を行うことを目的とする。

4. 業務内容

本業務は、下水道管渠内の不良箇所の有無を確認するため、高圧洗浄車による清掃後に、TV カメラ装置機器による撮影収録を行い、報告書を作成する。マンホール目視調査については、マンホールの異常の有無を目視等で調査し、撮影収録を行い、報告書を作成する。

5. 履行期間

本業務の履行期間は、5 ヶ月を見込んでいる。

6. 成果品の提出

・報 告 書	A 4 版・電子データ 1 部
・撮 影 記 録	電子データ 1 式
・図 面	A 4 版に折込報告書に添付
・その他資料	打合せ協議書及び作業日誌、その他必要資料 (写真のある場合は、アルバムに整理)

7. 主任技術者及び技術者

- ・全ての業務に第2種酸素欠乏危険作業主任者を有する者を配置できること。
- ・全ての業務に下水道管路管理専門技士(調査部門)を有する者を配置できること。
【公益社団法人 日本下水道管路管理業協会】
- ・全ての業務に下水道管路管理専門技士(清掃部門)を有する者を配置できること。
【公益社団法人 日本下水道管路管理業協会】

8. 附則

この特記仕様書によりがたい場合は、監督員に協議し、決定するものとする。